

善通寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金申請者の方へ

事前相談の結果、住宅地区改良法施行規則の評点の合計が100点以上であった方については、善通寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金の申請書類を提出していただきます。

【申請に必要なもの】

実印（印鑑登録したもの）

【提出書類】

1. 印鑑証明
2. 税に滞納のない証明書
3. 見積書
4. 全部事項証明書（該当する土地・家屋に関するもの）
5. 対象となる家屋の図面、写真（写真は着工前、中間、完了後が必要です）
6. 本人確認の証明（運転免許証、マイナンバー等）

（以下必要な場合に限る）

※戸籍謄本（登記上所有者と申請者が異なる場合に必要）

※相続を証明する書類（市長が必要と認める場合に必要）

※相続人全員の同意書（市長が必要と認める場合に必要）

同意書を取る場合には、同意した方の印鑑証明を添付してください。

【申請書類】

第1号（誓約書）

第2号（申請書）

第3号（工事計画書）

債権者登録

※第8号様式

※第9号様式

※第11号様式

※第12号様式

※領収書、工事請負契約書コピー

※建築リサイクル法関係、アスベスト事前調査結果報告書（80㎡以上もしくは100万円以上）については、施工業者にお伝えください。

※の書類は工事完了後の提出となります。

【注意事項】

申請は所有者本人または親族の方が行ってください。

補助対象となった家屋が除却できるまで補助金は交付されません。交付決定前の事前着工は交付対象外となります。

決定が出た後、委託する事業者に対し、善通寺市役所に来庁の上、工事に関する協議をするよう伝えてください。